

(仮称) 川口市子ども計画の策定方針について

概要

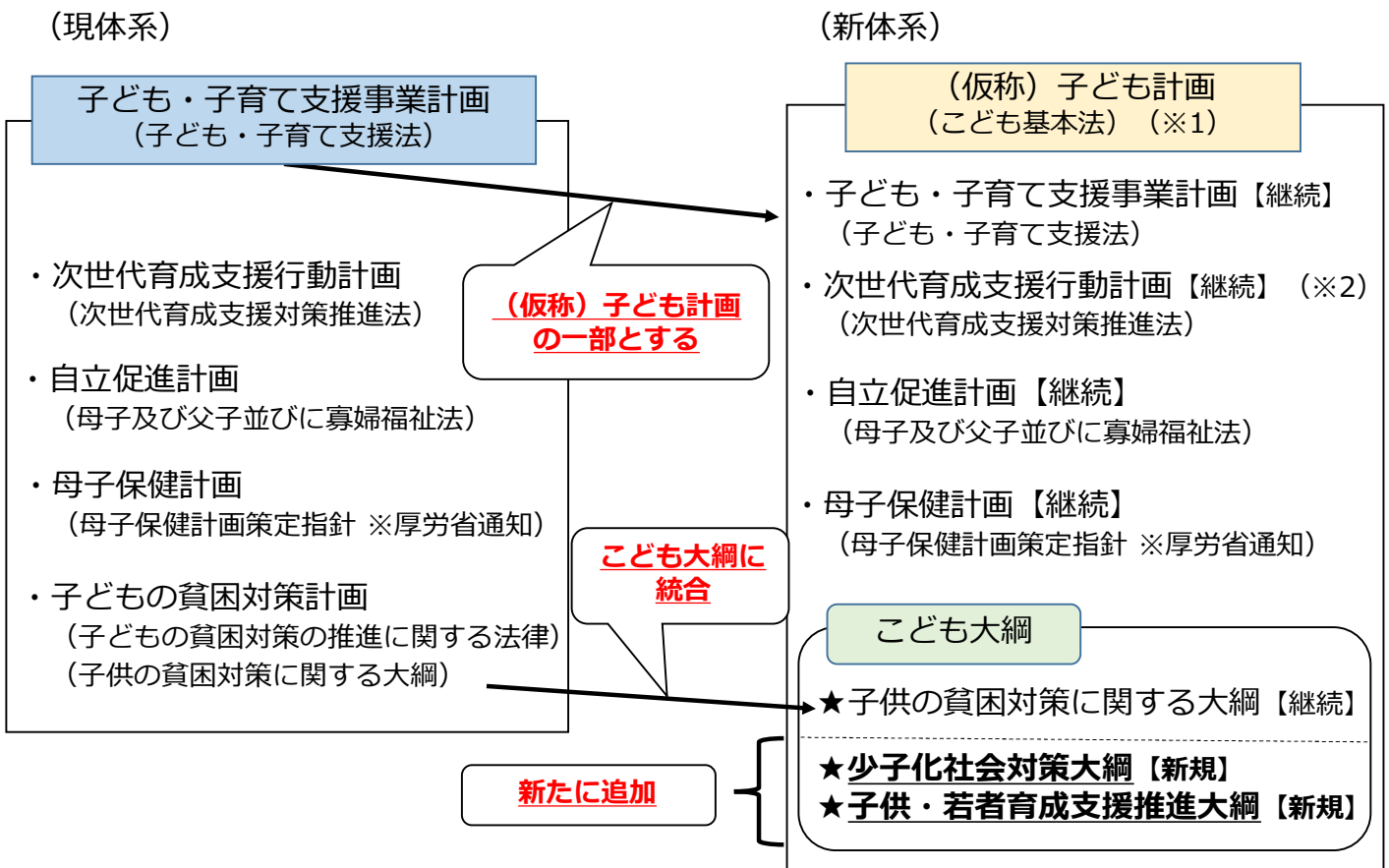
現在の「第2期川口市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了することから、次期計画を策定するもの。

なお、令和5年4月に施行されたこども基本法により今後国で定める「こども大綱」等を勘案して、市のこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めることが努力義務化されたことに伴い、これまでの本市の子ども・子育て支援事業計画の体系を見直し、新たに「(仮称) 川口市子ども計画」を策定するもの。

計画期間

令和7年度から5年間

計画体系



※1 現時点では、川口市子どもの健やかな成長のための支援に関する条例に基づく計画としても位置付けることを想定しているが、今後の条例案の審議等を踏まえ検討

※2 次世代育成支援対策推進法は、令和7年3月末までの時限立法

(参考) 子ども・子育て支援事業計画と市町村こども計画

(子ども・子育て支援事業計画)

各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制のほか、**子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施のために定めるもの**

(市町村こども計画)

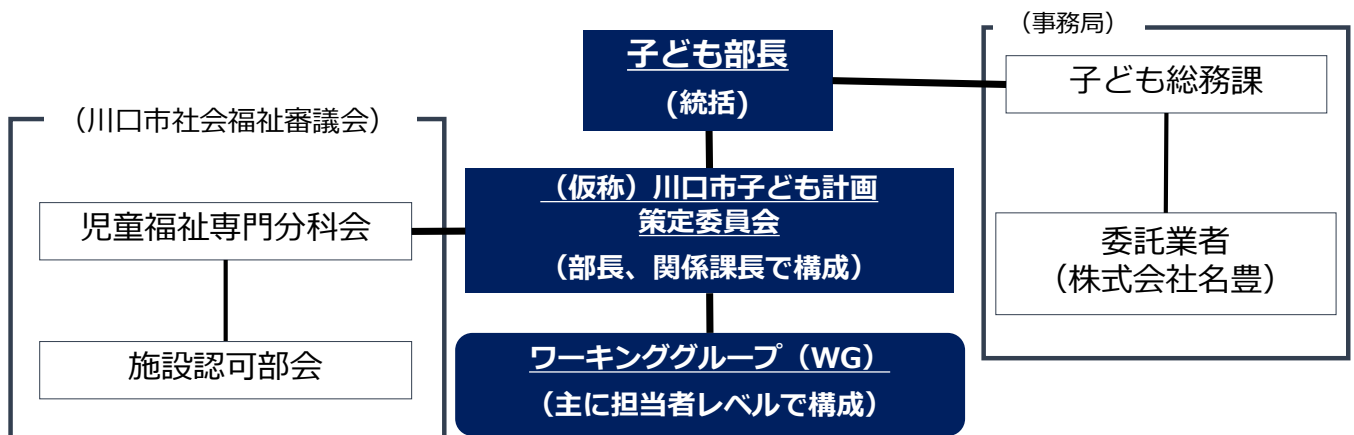
国のこども大綱（県がこども計画を定めている場合は当該計画を含む）を勘案し、**市町村におけるこども施策について定めるもの**

※こども：心身の発達の過程にある者（こども基本法第2条第1項）

こども施策：こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策（こども基本法第2条第2項）

(仮称) 川口市子ども計画の策定体制について

体制図



※WG出席者はテーマにより決定

策定委員会構成員

- ・子ども部長（委員長）
- ・子ども部
子ども総務課長（事務局兼務）、
子育て支援課長、子育て相談課長、
保育運営課長、保育幼稚園課長、青少年対策室長
- ・市長室
政策審議員（福祉保健担当）
- ・福祉部
福祉総務課主幹（福祉相談支援担当）
- ・保健部
健康増進課長、地域保健センター長
- ・教育総務部
教育総務課長
- ・学校教育部
学務課長、指導課長

策定スケジュール

- 令和5年度
計画策定方針の説明、ニーズ調査等の実施
- 令和6年度
計画の策定